

情 個 審 第 4 号

平成23年4月8日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成21年4月9日付け都計諮問第201号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「都市計画道路潮来鉾田線に関するすべての書類」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第144号)

(情報公開答申第124号)

第1 審査会の結論

実施機関が別表「文書名」欄に掲げる行政文書について行った同表「不開示部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定は、同表「開示相当部分」欄に掲げる部分以外については妥当であるが、同欄に掲げる部分については、これを取り消し、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成20年10月3日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の内容の行政文書の開示を請求した。

行方都市計画，潮来都市計画，鉾田都市計画道路潮来鉾田線に関するすべての書類

2 開示決定等期限の延長

平成20年10月17日、実施機関は、条例第13条の規定に基づき、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとして、平成21年1月30日までに開示決定等を行うこととし、異議申立人に通知した。

3 実施機関の決定及び通知

平成21年1月30日、実施機関は、開示請求に係る行政文書のひとつとして、環境影響評価準備書説明会の参加者受付簿及び住民からの質問等に関する文書を特定した上で、別表「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表「不開示の理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

4 異議申立て

平成21年3月25日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 国民には知る権利がある。しかも、私は高速道路用地の地権者であって周辺者でもあり、事業計画については一層の知る権利がある。

(2) 高速道路が供用開始されれば、これまでの静穏な生活は根底から覆され、一変して騒音、振動、排気ガス等による生活の悪化、健康の悪化、環境の悪化等その被害は極めて深刻である。

実施機関は、一方的に当該事業を推し進めようとしているものである。不都合な事情は、隠蔽して説明や開示することなく今日に至っている。

(3) したがって、判断に資する情報の提供を求める。また、真実と事業の全般やそれに伴う種々の悪化について知る権利があるにもかかわらず、恣意的な思惑による部分開示決定によって知る権利を制約や妨害されたままにあり、これは不当そのものである。すべての開示を求める。すべてを開示することによっての弊害は皆無である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 異議申立人は、高速道路用地の地権者であること及び事業により生活環境等の悪化等の被害を受ける者であることを理由に、一層知る権利があると異議申立てを行ったと推察するが、知る権利については憲法上明文の規定はなく、憲法解釈としても様々な見解がある。最高裁判所の判例においても、請求権的な権利としては認知されるに至っていないなど、必ずしもその概念は定まっていない。

2 そもそも行政文書の開示請求権は、あくまで条例により初めて認められる権利であり、個々の住民に開示請求を付与するか否か、その内容をどのようなものにするかは、条例の規定により判断されるべきものである。

そして、開示請求に係る行政文書の一部に条例第7条第2号及び同条第6号に規定する不開示情報が記録されていると判断したことから、部分開

示としたものである。

- 3 なお、条例においては、何人にも等しく開示請求権が付与されており、地権者であるかどうか、あるいはその他特別な事情を有するものであるかどうかにより、開示請求権の内容に差は設けられていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 開示請求に係る行政文書について

開示請求に係る行政文書は、都市計画道路潮来鉾田線の変更に係る都市計画決定に関する文書である。都市計画道路潮来鉾田線は、茨城県潮来市から鉾田市に至る高規格幹線道路であり、潮来、行方及び鉾田の三都市計画区域にまたがっている。

都市計画決定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により、おおむね、公聴会の開催、関係市町村からの意見聴取、都市計画案の公告・縦覧及び都市計画案に対する住民の意見書提出、都市計画審議会（以下「審議会」という。）への都市計画案の付議、国土交通大臣の同意といった手続を経て行われるものであり、当該変更に係る都市計画決定もおおむね同様の手続を経て、実施機関が行ったものである。

また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定により、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を実施する事業者等は、事業の実施に伴い生じる環境への影響について、事前に調査、予測及び評価を行うとともに環境保全措置について検討し、当該事業を環境の保全上、望ましいものにしていく制度である環境影響評価を行うこととされている。実施機関は、都市計画道路潮来鉾田線に関する事業による周辺的环境に及ぼす影響として、大気質、騒音、振動などについて予測及び評価を行うなどの環境影響評価を行っており、当該環境影響評価の結果について環境保全の見地からの意見を聴くための準備として、環境影響評価準備書を作成し、さらに、当該準備書の記載事項について検討を加えるなどした後、環境影響評価書を作成し、同評価書を審議会に付議している。

これらの手続において作成・取得される行政文書のうち、本件処分に係る行政文書は、環境影響評価準備書説明会の参加者受付簿及び住民からの質問等に関する文書に区分される。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 環境影響評価準備書説明会の参加者受付簿について

実施機関は、環境影響評価準備書を作成し、当該準備書について、計6回の説明会を開催している。環境影響評価準備書説明会の参加者受付簿（以下「参加者受付簿」という。）は、一般用と報道用があり、当該説明会の開催日時及び場所のほか、当該説明会に参加した者（以下「参加者」という。）の住所及び氏名（報道用にあつては、報道機関名及び氏名）が記録されていることが認められる。

そこで、以下検討する。

参加者受付簿において、条例第7条第2号に該当するとして不開示としている参加者の住所及び氏名の部分については、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。

（2）住民からの質問等に関する文書について

住民からの質問等に関する文書は、都市計画道路潮来鉾田線に関して、関係住民から提出された質問及び当該質問に対する回答等に関する文書であり、関係住民と実施機関等の話合いの結果をまとめた文書（以下「関係住民との話合いの結果の文書」という。）、関係住民から実施機関に対して提出された質問並びに当該質問に対する回答及び回答に係る起案文書（以下「関係住民からの質問及び回答等の文書」という。）並びに関係住民からの都市計画道路潮来鉾田線に対する請願（以下「関係住民からの請願」という。）が存在することが認められる。

そこで、各文書について以下検討する。

ア 関係住民との話合いの結果の文書について

関係住民との話合いの結果の文書は、都市計画道路潮来鉾田線に関して、関係住民と国、行方市及び実施機関の職員が話合いを行い、当該住民の意見の要旨、国及び実施機関の説明の要旨並びに行方市の対応を記載し、当該住民、実施機関等の職員及び立会人が署名押印した書面、署名押印に至るまでの当該住民の意見の要旨、国及び実施機関の説明の要旨並びに行方市の対応を記載した書面並びに当該書面に係る起案文書から成っていることが認められる。

実施機関は、関係住民との話合いの結果の文書について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

そこで、以下検討する。

（ア）条例第7条第2号該当性について

関係住民との話合いの結果の文書は、関係住民の意見の要旨、国及び実施機関の説明の要旨並びに地元行方市の対応が記録されてい

るほか、これに関わった国・県・市の職員の職、氏名及び印影並びに関係住民及び立会人の住所、氏名及び印影並びに話合いが行われた日時及び場所が記録されていることが認められる。

そこに記録されている個人に関する情報は、職員に関わるものと関係住民及び立会人に関わるものとに区分できる。

このうち、職員に関わるものについては、職員の職、氏名及び印影の部分は、職名は同号ただし書ウに該当し、また、氏名及び印影は行政組織の責任者としてのものであり、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」に該当し、さらに、当該部分を除いた部分は公務員としての職務の遂行の内容に係るものであり、同号ただし書ウに該当すると認められることから、本号には該当しないと判断する。

次に、関係住民及び立会人に関わるものについては、住所、氏名及び印影の部分は、特定の個人を識別することができ、同号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本号に該当すると判断する。しかし、当該部分を除いた部分については、実施機関は、特定の個人を識別することができる部分を除いた場合の当該個人の権利利益の侵害につき具体的に言及しておらず、また、当審査会において、当該部分の内容を見分したところによっても、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるような情報が含まれているとは認められないことから、本号には該当せず、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

関係住民との話合いの結果の文書について、実施機関は、本号にも該当するとしているので、上記(ア)において、条例第7条第2号には該当しないと判断される部分について、さらに本号該当性を検討する。

実施機関は、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該部分を不開示としているが、具体的な支障を明らかにしておらず、また、当審査会において、当該部分の内容を見分したところによっても、具体的な支障やおそれは特段見当たらないことから、当該部分は本号に該当しないと判断する。

イ 関係住民からの質問及び回答等の文書について

関係住民からの質問及び回答等の文書は，都市計画道路潮来鉾田線に関して，関係住民から実施機関に対して提出された質問並びに当該質問に対する実施機関の回答及び回答に係る起案文書から成っていることが認められる。

関係住民からの質問及び回答等の文書について，実施機関は，条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としているが，上記ア（4ページ）におけるのと同じ理由により，質問を提出し，回答を受けた住民の住所，氏名及び印影の部分については条例第7条第2号に該当するが，当該部分を除いた部分については同号には該当せず，また，同条第6号にも該当しないと判断する。

ウ 関係住民からの請願について

関係住民からの請願は，都市計画道路潮来鉾田線に関して，関係住民から実施機関に対して提出された請願（添付資料を含む。）であることが認められる。

関係住民からの請願について，実施機関は，条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としているが，上記ア（4ページ）におけるのと同じ理由により，請願を提出した住民の住所，氏名及び印影並びに氏名が記入された地図の部分については条例第7条第2号に該当するが，当該部分を除いた部分については同号には該当せず，また，同条第6号にも該当しないと判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については，開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断には関係がないものと判断する。

4 結論

以上により，「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成21年	4月	9日	諮問受理
平成21年	5月	1日	諮問庁意見書受理
平成21年	11月	16日	審査（平成21年度第5回審査会第一部会）
平成22年	1月	7日	審査（平成21年度第6回審査会第一部会）
平成22年	7月	21日	審査（平成22年度第3回審査会第一部会）
平成23年	3月	3日	審査（平成22年度第9回審査会第一部会）

別表（第1及び第2の3）

文書名		不開示部分	不開示の理由	開示相当部分	
環境影響評価準備書説明会の参加者受付簿		参加者の住所及び氏名の部分	第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。		
住民からの質問等に関する文書	関係住民との話合いの結果の文書	全部	第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 第7条第6号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。	関係住民及び立会人の住所、氏名及び印影の部分を除いた部分	
	関係住民からの質問及び回答等の文書	平成20年4月21日付けで提出された質問及び当該質問に対する同年7月14日付け回答	全部	同上	質問を提出し、回答を受けた住民の住所、氏名及び印影の部分を除いた部分
		平成20年2月22日付け及び同年3月7日付けで提出された質問及び当該質問に対する同月28日付け回答	全部	同上	同上
		平成20年1月16日付けで提出された質問	全部	同上	質問を提出した住民の住所及び氏名の部分を除いた部分
	関係住民からの請願	全部	同上	請願を提出した住民の住所、氏名及び印影の部分を除いた部分 添付資料の請願を提出した住民の住所、氏名及び印影並びに氏名が記入された地図の部分を除いた部分	